平成２２年（再ロ）第１０１７５号

東京都杉並区高井戸東１－１－14－102
再生債務者　八木　知博
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月20日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年５月18日まで
平成23年４月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１号

石川県加賀市森町ル23番地３
再生債務者　田中真由子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月26日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年５月19日まで
平成23年４月28日　金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（再ロ）第１号

和歌山県田辺市明洋３丁目10番６号
再生債務者　柿本　正代
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年５月26日まで
平成23年４月28日　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（再ロ）第１号

沖縄県島尻郡南風原町字大名267番地
再生債務者　金城みさき
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年５月26日まで
平成23年４月27日
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第１号

長野市篠ノ井会141番地
再生債務者　伊藤喜美男
１　意見聴取に付する変更再生計画案　平成23年４月19日付け変更再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年５月18日まで
平成23年４月27日　長野地方裁判所民事部

厚生年金基金変更公告

日本リネンサプライ業厚生年金基金の名称に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。
１．新名称　日本リネンサプライ業・介護事業厚生年金基金
２．旧名称　日本リネンサプライ業厚生年金基金
３．変更年月日　平成23年５月１日
平成23年５月12日
日本リネンサプライ業・介護事業
厚生年金基金
理事長　河合　芳光

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年一月二十一日
掲載頁　九十頁（号外第十三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年二月二十五日
掲載頁　一五七頁（号外第三十七号）
平成二十三年五月十二日
埼玉県さいたま市大宮区高鼻町一丁目二五六番地
（甲）株式会社アライブ・コーポレーション　代表取締役　大崎　義雄
埼玉県さいたま市大宮区高鼻町一丁目二五六番地
（乙）東京ノムラ販売株式会社
代表取締役　大崎　義雄

合併公告

当社（甲）は、平成二十三年七月一日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社、セコムテクノサービス株式会社（乙、本店所在地　東京都中野区弥生町五丁目六番一一号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことにいたしました。これにより、効力発生日をもって、甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することとなります。
なお、甲は、平成二十三年五月十一日に、会社法第七九六条第三項の規定に基づき株主総会決議を経ずにこの吸収合併を決定しております。
この吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
平成二十三年五月十二日
東京都渋谷区神宮前一丁目五番一号
セコム株式会社
代表取締役社長　前田　修司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年四月二十八日
掲載頁　一二五頁（号外第九十一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年四月二十八日
掲載頁　一二六頁（号外第九十一号）
平成二十三年五月十二日
京都市中京区烏丸通六角下る七観音町六二九番地一
（甲）Ｃ＆Ｃ株式会社
代表取締役　山口　博嗣
京都市中京区烏丸通六角下る七観音町六二九番地一
（乙）株式会社ドリームポケット
代表取締役　野口　哲

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十三年四月二十一日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年五月十二日
福岡県福岡市中央区荒戸三丁目六－三六西公園ハイツ二〇一号吉村剛太郎事務所内
（甲）社団法人玄洋社記念館
理事　吉村剛太郎
福岡県福岡市中央区荒戸三丁目六－三六西公園ハイツ二〇一号吉村剛太郎事務所内
（乙）社団法人廣田弘毅記念青少年育成会
理事　吉村剛太郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は、乙が三菱ＵＦＪニコス株式会社（以下、「三菱ＵＦＪニコス」という。東京都文京区本郷三丁目三三番五号）との間の平成二十三年二月二十四日付吸収分割契約に基づき三菱ＵＦＪニコスに承継させたＮお営むクレジットカード（乙が三菱ＵＦＪニコスと共同で発行したクレジットカードであって、当該クレジットカードの使用によるカードキャッシングに起因して、当該クレジットカードの会員が負担した貸付債務について、各当該会員から委託を受け、三菱ＵＦＪニコスが保証していた、一切のクレジットカードをいいます。）に係るカードキャッシングに関する事業を除く、乙が営むすべての貸金業に関する事業に関する権利義務を承継し、乙はこれを承継させることにいたしました。
甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会決議を経ずにこの吸収分割を決定しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会を経ずにこの吸収分割を決定しております。
また、この吸収分割の効力発生日は平成二十三年六月二十日です。
この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）http://www.az-card.com/
平成二十三年五月十二日
東京都千代田区大手町一丁目二番四号
（甲）プロミス株式会社
代表取締役　久保　健
福岡県福岡市博多区上呉服町一〇番一〇号
（乙）株式会社エージーカード
代表取締役　秋山　廣郷